（交通巡視員の服制に関する規則の一部改正）

第二条　交通巡視員の服制に関する規則（昭和四十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一　交通巡視員（男性） 制服 冬服 上衣 ［略］ 地質 毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［略］ ［略］ 合服 上衣 ［略］ 地質 毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［略］ ［略］ 夏服 上衣 第一種 色 水色とする。 地質 毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	**別表**（第一条関係） 一　交通巡視員（男性） 制服 冬服 上衣 ［同上］ 地質 毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［同上］ ［同上］ 合服 上衣 ［同上］ 地質 毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［同上］ ［同上］ 夏服 上衣 色 水色とする。 地質 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。